

## 匠瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月8日(月)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匠瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

### (1) 農業委員 (16名)

1番	林	喜太郎	委員	3番	金	杉	勝	城	委員	
4番	布施	陽子	委員	5番	高	品	文	敬	委員	
6番	椎	名	寛	委員	7番	布	施	行	雄	委員
8番	小林	須美子	委員	9番	太	田	憲	一	委員	
10番	大木	武一	委員	11番	鈴	木		茂	委員	
12番	佐藤	正剛	委員	13番	石	田	利	之	委員	
14番	安藤	幸春	委員	15番	穴	澤	久	男	委員	
16番	伊藤	栄治	委員	17番	渡	邊	弘	仁	委員	

### (2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番	伊藤	輝夫	委員	19番	秋	山	菊	次	委員
20番	布施	利雄	委員	21番	加	瀬	安	男	委員
22番	並木	昭男	委員	23番	鎌	形		豊	委員
24番	山崎	幸治	委員	25番	塚	本	繁	雄	委員
26番	木原	正勝	委員	27番	江波戸	和	男	委員	
28番	寺本	利幸	委員	29番	石	橋		誠	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について  
3件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る  
意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
10件

議案第5号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

## その他

### 6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局) 事務局員 3名

### 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年3月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は16名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、4番布施陽子委員、5番高品文敬委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番、5番及び8番は、所有権移転に関する件であります。番号2番から4番まで及び6番並びに7番は、利用権設定に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】**

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号2番から4番までは、議案第4号の番号2番及び3番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長           ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7 番           番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

5 番           番号2番と3番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそ  
れはないと思います。

番号4番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま  
す。

番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

3 番           番号6番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

15 番          番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

議 長           事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長           議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切  
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長           御異議ないものと認め、議案第1号について、採決に入ります。

原案のとおり決することと共に、番号2番から4番までについては、知事  
の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第2号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、進入路及び駐車場用地として田458㎡の内134.45に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑832㎡の内0.72㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号3番について、専用住宅用地として畑2筆計186㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請地を進入路及び駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 番号2番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

16番 番号3番について、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請  
に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお  
願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番について、当初計画者は、申請地に専用住宅用地として計画して  
おりましたが、計画を断念したため、新たに承継者が貸駐車場用地として計  
画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、当初事業計画者は、専用住宅の建築を計画しておりま  
したが、許可後、事情が変わってしまったため事業の実施を断念したそう  
です。承継後の事業計画は、6台分の貸駐車場用地として計画するもので、問  
題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る  
意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番から10番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、宅地拡張用地として田104㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、貸駐車場用地として田1,354㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、貸駐車場用地として畑236㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑198㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、建売分譲住宅用地として畑898㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、進入路用地として畑106㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,000㎡の内0.47㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番について、営農型太陽光発電設備用地として畑599㎡の内1.54㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番について、宅地拡張用地として畑2,009㎡の内21㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番について、農業用物置用地として田190㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始

末書が添付されています。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 　　番号1番について、譲受人は申請地の隣接地にある自宅で生活しておりますが、既存施設には駐車場が無く生活の支障となっていることから、申請地を駐車場として利用しようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、譲受人は不動産業を営んでおります。申請地は駅に近く、駐車場利用のニーズが見込まれることから、申請地を貸駐車場にしようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、譲受人の妻は申請地の隣接地で塾を経営しておりますが、生徒の送迎用として借りていた駐車場が所有者から返却を求められ、利用できなくなったことから、譲受人が申請地を貸駐車場として整備し、妻に貸し付けるものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、譲受人と母は市外の賃貸住宅で生活しておりますが、今後の生活を考え、申請地に住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号5番と6番の譲受人は同一です。譲受人は不動産業及び建設業を営んでおりますが、申請地を建売分譲住宅4棟の建築と進入路を整備しようとするものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 　　番号7番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号8番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

15番 　　番号9番について、譲受人は申請地の隣接地で福祉事業を営んでおり、ケアハウス、グループホーム及び放課後デイサービスの施設を運営しておりますが、この度、既存敷地内にグループホームを増設したことにより、敷地拡張の必要が生じたため、申請地を宅地拡張用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はない

と思います。

番号10番について、申請地を農業用物置用地として計画するものです。農地区分については、農用区域内農地と思われませんが、例外事項に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る3月5日、農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長から報告をお願いいたします。

#### 【農地農政委員長の報告】

10番 農地農政委員会から報告申し上げます。

本件につきましては、去る3月5日午後2時15分より、八日市場ドーム選手控え室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議しました。

審議した結果といたしまして、農作業標準賃金については、近隣市町においても大幅見直しが行われていないことから、金額の変更は行わない、との結論となりました。

標準農作業料金については、機械代金の上昇及び燃料価格の値上がりにより、千葉県農業会議が設定する額及び近隣市町が設定する額においても増額



の見直しが行われることから、水田耕起は、現行の金額から100円増額し5,600円、水田代かきは、100円増額し6,100円、植え付けは、500円増額し7,000円、乾燥・調整は、100円増額し2,600円、刈り取り・乾燥・調整は、2,000円増額し38,000円、とすることとなりました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました『農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)』のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう、御審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	10件
議案第5号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年3月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。